平成19年度に環境省が実施するダイオキシン類の請負調査の受注資格審査について

○平成18年11月6日（環境省）

環境省では、ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の的確な実施を図るため、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計（以下、「ＧＣ／ＭＳ法」）について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理指針」（以下、「指針」という。）を平成12年11月14日（平成17年11月18日改訂）に定め、生物検定法について「ダイオキシン類の環境測定に係る精度管理の手引き」（以下、「手引き」という。）を平成18年3月23日に定めたところである。この指針及び手引き（以下、「指針等」という。）の普及を図り、ダイオキシン類の環境測定の信頼性を確保するための措置の一環として、昨年度に引き続き平成19年度に環境省が実施するダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査についても、環境省水・大気環境局において、指針等に規定された事項等が実施されているか審査（以下、「受注資格審査」という。）を行い、その結果、ダイオキシン類に係る環境測定を的確に実施できると認めた機関であることを受注先の要件とする。

平成19年度受注資格審査を以下により実施する。

①ＧＣ／ＭＳ法に関する審査

１．審査の申請

平成 19 年度に環境省が実施するＧＣ／ＭＳ法によるダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注を希望する機関は、下記2.（1）から（9）に定める提出書類を下記3.の期間までに環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室に提出されたい。なお、既に平成19年度の受注資格を付与された機関は、当該項目については、改めて申請する必要はない。

２．提出書類及び注意事項

(1) 申請書（様式1）

(2) 申請項目及び作業（別表1－1）

(3) 機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）

(4) 別表2－1の審査用資料（資料には作成日を記述する。指針に基づき作成する資料については、指針別表1の項目以外の項目についても、指針に準じて作成する。なお、提出された資料については、その日的以外及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。
また、必要に応じ追加資料の提出あるいはヒアリングを実施することがあるので留意願いたい。）

(5) 試料採取などの外注の有無（共同受注の形態を含む。有の場合には、外注の理由、外注する作業、外注先、全体の業務管理の実施方法及び責任の所在について記述するとともに、当該外注先より本申請が別途行われない場合には、当該外注先と協議の上、関連する（3）及び（4）の資料を添付する。）

(6) 平成17年度又は平成18年度の審査で合格し、既に平成19年度の受注資格を有している機関が項目を追加申請する場合には、管理的事項に関しては、別表2－1の「1. 管理的事項」のうち、「1－2－1、1－2－2、1－3－1、1－1－10及び追加申請項目に係る1－2－3」のみ提出すること。

(7) 平成19年度前期の審査で合格し、後期に項目を追加申請する場合も、管理的事項に関しては、別表2－1の「1. 管理的事項」のうち、「1－2－1、1－2－2、1－3－1、1－1－10及び追加申請項目に係る1－2－3」のみ提出すること。

(8) 平成18年度までの受注資格を有している機関が、引き続き申請する場合には、別表2－1の管理的事項のうち、前回の申請以降に変更された項目、「1－2－－1、1－2－2、「－3－1」及び「1－1－3」の記録、「1－1－6」の内部監査報告書、「1－1－7」の業務の進行管理に係る記録、「1－1－8」の品質保証・品質管理結果報告書、「1－1－10」及び申請項目に係る「1－2－3」をそれぞれ提出すること。

(9) 平成17年度又は平成18年度の審査で合格し、平成19年度に作業の範牌を拡げて、改めて申請する場合も、別表2－1の管理的事項のうち、前回の申請以降に変更された項目、「1－2－－1、1－2－2、1－3－－1」及び「1－1－3」の記録、「1－1－6」の内部監査報告書、「1－1－7」の業務の進行管理に係る記録、「1－1－8」の品質保証・品質管理結果報告書、「1－1－10」及び申請項目に係る「1－2－「3」をそれぞれ提出すること。

(10) 平成19年度の申請に関しては、平成17年6月に日本工業規格JIS K0311及びK0312が改正されているため、改正後のJISによることとする。また、項目「一般環境大気」に関しては、測定マニュアルが平成18年2月に改訂されているので、改定後のマニュアルによることとする。

(11) 項目「食事試料」に関する申請は、(13)の「注意事項」を参照すること。

(12) 各種マニュアルやJISにない測定方法を採用する場合については、(13) の「注意事項」を参照すること。

(13) 申請書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「平成19年度ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

②生物検定法に関する審査

1．審査の申請

平成 19 年度に環境省が実施する生物検定法によるダイオキシン類の環境測定を伴う請負調査の受注を希望する機関は、下記2. (1) から (6) に定める提出書類を下記3. の期間までに環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室に提出されたい。申請項目は、「排出ガス」、「ばいじん及び燃え殻」とする。なお、既に平成19年度の受注資格を付与された機関は、当該項目については、改めて申請する必要はない。

また、以下 (1) ～ (3) の条件を満たす機関のみ生物検定法に係る本審査を申請できるものとする。

(1) 教育及び訓練（技術提供元によるトレーニング受講証明書及びクロスチェックの結果等）に関する記録を持っていること。

(2) 当面、申請項目に関して、一貫分析機関又は試料採取専門機関の受注資格を既に保有していること。

(3) 相当数の業務実績があること。

また、申請書類の受理後、初期審査を行い、合格した機関については、模擬試料を配付して、分析を行った結果について品質保証・品質管理結果報告書の提出を求める。試料の配付日時等は、2. (8) の「注意事項」を参照することとし、この品質保証・品質管理結果報告書の提出期限は、試料配付後、10 日以内とする（当日消印有効)。なお、初期審査の合否については、模擬試料の配付をもって代えることとする。

2．提出書類及び注意事項

(1) 申請書（様式1）

(2) 申請項目及び作業（別表1－2）

(3) 機関の概要を記述した資料（パンフレット類など）

(4) 別表2－2の審査用資料

（資料には作成日を記述する。なお、提出された資料については、その日的以外及び外部への無断提供を行わず、審査終了後不要となった段階で返却する。また、必要に応じ追加資料の提出あるいはヒアリングを実施することがあるので留意願いたい。）

(5) 平成18年度の審査で合格し、既に平成19年度の受注資格を有している機関が項目を追加申請する場合には、管理的事項に関しては、別表 2－2 の「1. 管理的事項」のうち、「1－2－1、1－2－2、1－3－1、1－1－8、1－1－9及び追加申請項目に係る1－2－3」のみ提出すること。

(6) 平成19年度前期の審査で合格し、後期に項目を追加申請する場合も、管理的事項に関しては、別表2－2の「1. 管理的事項」のうち、「1－2－1、1－2－2、1－3－1、1－1－8、1－1－9及び追加申請項目に係る1－2－3」のみ提出すること。

(7) 申請対象となる作業の範囲は、当面、－一貫分析機関のみとする。

(8) 申請書類の作成に当たっては、環境省のホームページに掲載する「平成19年度ダイオキシン類の請負調査の受注資格審査の申請に際しての注意事項」を参照すること。

③共通事項

3．提出期間

(1) 前期　平成18年11月27日から同11月30日まで、原則、郵送で提出することとし、郵送する場合には、11月30日までに環境省に到着したものを審査対象とする。

(2) 後期　平成19年4月16日から同4月19日まで、原則、郵送で提出することとし、郵送する場合には、4月19日までに環境省に到着したものを審査対象とする。

※　申請書類の送付に当たっては、配達の記録が確認できるようにすること。なお、申請書は別表2－1又は2－2の右欄に掲げる資料番号ごとに整理し、明確にすること。

4．審査期間

(1) 前期申請分　平成18年12月1日から平成19年3月6日まで

(2) 後期申請分　平成19年4月20日から同7月23日まで

5．審査項目

審査項目及び審査用資料は別表2－1及び別表2－2のとおりである。

６．審査結果の公表

審査の結果、ダイオキシン類に係る環境測定の精度管理を的確に実施できると認められた機関については、その名称及び申請項目を公表する。その期日は次のとおりである。

(1)　前期申請分．平成19年3月7日

(2)　後期申請分　平成19年7月24日

なお、審査結果については、前期は平成19年3月15日から3月？0日まで（3月17、18日を除く。）、後期は平成19年7月31日から8月3日までの4日間に限り説明を行うので、説明を受けたい機関は審査結果の公表後、下記10．の問い合わせ先まで連絡されたい。

７．資格有効期間

・ＧＣ／ＭＳ法に関する審査

受注資格の有効期間は、平成19年度から21年度の3年とする。ただし、平成19年度の受注資格を既に有している機関が項目を追加申請し合格した場合には、当該項目に係る受注資格の有効期間は、既に有している受注資格の有効期限までとする。なお、「ダイオキシン類の環境測定を外部に委託する場合の信頼性の確保に関する指針」（平成13年3月環境省制定、以下「外部精度管理指針」という。）に基づく査察等で申請内容と実際の精度管理とに相違があると認められた場合には、受注資格を取り消すことがある。

・生物検定法に関する審査

受注資格の有効期間は、平成19年度及び20年度の2年とする。なお、環境省による請負調査の外部査察等で申請内容と実際の精度管理とに相違があると認められた場合には、受注資格を取り消すことがある。

８．現地調査

提出された申請書類に基づき審査を行うが、必要に応じて現地調査を実施することもある。その際には事前に連絡をした上で実施するが、これを拒否した場合には、申請を却下することもある。

９．資格の承継

受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部の譲渡又は当該法人について相続、合併若しくは分割（受注資格に係るダイオキシン類の環境測定事業の全部を承継する場合に限る。）がある場合で、事業所の管理システム（指針第1部総括的事項に記載された内容）のみの変更であって、指針及び外部精度管理指針に基づき、変更後の組織が引き続き的確な精度管理を確保できると認める場合は、資格を承継するものとする。受注資格の承継を行おうとする場合は、下記10．宛てにあらかじめ、新旧法人名称及び事業所の管理システム等の変更内容を記載した書類を提出すること。

10．本件についての問い合わせ先

環境省水・大気環境局総務課ダイオキシン対策室

住所：東京都千代田区霞が関1－2－2

電話：03（3581）3351内線6571又は6579

※様式1　申請書は、省略